

もやせるごみ

ゴム・ビニール・プラスチック類 (プラスチック製容器包装に該当しないもの)



- 浮き輪 ●ポリタンク ●プラスチック製の収納ケース
- 商品として売られているビニール袋 (レジ袋として利用されていないもの) ●ひも (PPバンド)
- CD・ビデオテープ ●カセットテープ及びそれらのケース ●インクカートリッジ ●ラップ類
- 密封容器 (タッパーや保存用パックなど) ●マヨネーズ・ケチャップの容器 ●まな板 ●弁当箱
- ざる (注)金属製のものは「その他金属」です。 ●スポンジ ●ゴム手袋 ●洗面器 ●バケツ ●長靴
- ハンガー (注)金属製のものは「もやせないごみ」です。 (注)プラマークのあるものは「プラスチック製容器包装」です。
- 物干しハンガー (金属を含まないもの) ●ふとんたたき ●プリンター ●なわとび
- ゴムホース (50cm以内に切って) ●ビニールホース など

布・皮革類



- サッカーボールやバスケットボールなど
- グローブ
- はきもの (スリッパ、スニーカーなど)
- 衣類 (下着・シャツ、ズボン、ジャンパー、ストッキング、ベルトなど)
- タオル
- かばん・バッグ
- ぬいぐるみ
- カーペット (注)50cm角に切って出す など

リサイクルできない紙類

(再生紙にできない紙類)



- 中に食料品や油などが入っていた紙製の容器 (カップめんの紙製容器や粉末洗剤の箱など)
- 写真
- カーボン紙
- 感熱紙 (ファクス用紙など)
- 食品の残物や油などが付着した紙
- 内側がアルミなどでコーティングされている紙パックや紙類 (酒パックや湿布薬の袋など)
- 容量が500ml未満の紙パック
- 紙コップ・紙皿
- 銀紙 (たばこの内紙など)
- 使用済みティッシュペーパー
- 紙おむつ (注)汚物はトイレに流して など

生ごみ



生ごみは、生ごみ処理容器を購入し、処理する事をおすすめします。



- 食用油 ●料理くず ●茶がら ●貝殻 など

臼杵市生ごみ処理容器設置費補助金

臼杵市では家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理容器を購入し設置するご家庭に対し補助を行っています。

《補助金額》

①電動式

1基につき購入金額の1/2とし、2万円を上限とする（1基限定）

②電動式以外のもの

1基につき購入金額の1/2とし、2千円を上限とする（2基限定）

※ただし、1世帯につき①②を合わせて2基を限度とします。

《申請者》世帯主

《必要書類等》

申請書、請求書、領収書（レシートは不可）
または購入証明書、印鑑、口座番号（世帯主名義に限る）

草木類



- 少量の落ち葉 ●草刈りごみ ●剪定枝 など

草や枝は1回につき臼杵市指定ごみ袋（黄）で3袋まで出すことができます。4袋以上は粗大ごみ扱いとなります。

その他



- 保冷剤 ●乾燥剤 ●ばんそうこう
- ストロー ●わりばし ●粘着テープ
- 使い捨てカイロ ●たばこの吸い殻
- シップ薬 ●セロハンテープ ●シール など

出す時の注意点

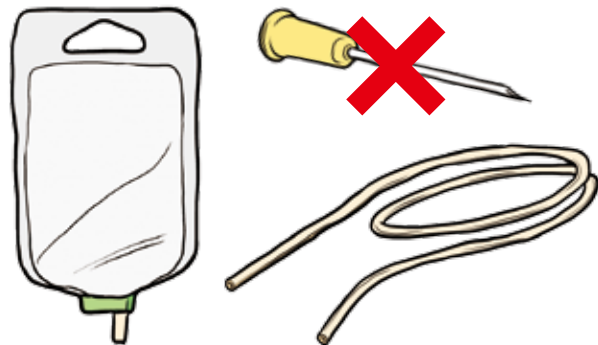
- 生ごみは水切りする。
- 食用油は固形剤などで固めて出す。
- おむつの汚物はトイレに流す。
- 竹串等は先を折って出す。



注

在宅医療品について

- 在宅医療で使用した鋭利でないもの（栄養剤バッグやチューブ類等）は、一度小さなポリ袋などに入れ可燃ごみ（黄色いごみ袋）で出してください。



もやせるごみは白
杵市指定のごみ袋
（黄色）に入れて
出してください。

※サイズ：
（大）・（中）・
（小）・（極小）

